

個人情報とは会社の大切な資産です。漏洩を防ぎ、法に基づく管理と適正な利用を学ぶことで積極的に運用ができます

第37回
第26回

個人情報保護士認定試験 個人情報保護法検定



本試験の合格者は下記の業務に特化したアップグレード資格講習会を受講することができます。

【個人情報保護士取得で受講できる資格講習】

- 上級個人情報保護士認定講習会
- 個人情報活用プランナー認定講習会
- 個人情報保護監査人認定講習会
- ソーシャルメディアオフィサー認定講習会

【個人情報保護法検定取得で受講できる資格講習】

- 個人情報保護法検定上級資格認定講習会
- 個人情報活用プランナー認定講習会

個人情報の漏洩では、**ヒューマンエラーが90%**を占めます。
だから、**全社員の啓蒙と教育、保護意識の向上が必須**です。

個人情報保護士認定試験対策講習会実施中

東京会場

11/1(土)、13(木)、27(木)、29(土)、12/6(土)

名古屋会場

11/23(日)

大阪会場

11/22(土)

拝啓 この度、下記の要領で、第37回「個人情報保護士認定試験」及び第26回「個人情報保護法検定」を開催いたします。

昨今、情報保護に関する試験を従業員全員あるいは新入社員に企業内教育として受験させることで社内の意識向上を図っておられる企業様が増えています。例えば大手の情報通信企業様、情報システム会社様、情報機器販売会社様、クレジット会社様など多数の企業様が数千人規模で受験されておられます。試験は、受け身の研修よりも高い効果があるといわれます。また、多くの企業担当様が資格に挑戦することで社員の意識の向上と活性化に繋がったとおっしゃられています。試験内容はいずれも技術者向けではなく、管理職・一般社員・契約社員など全ての社員に必須の情報保護関連知識です。この機会にぜひご検討をお勧めします。

敬具

平成26年12月14日(日)

東京・名古屋・大阪・札幌・仙台・横浜・福岡他で開催

上記2検定は全て同日、同会場、同時間に開催されます。併願はできません。

申込期間 平成26年8月20日(水)～11月6日(木)迄(当日消印有効)

受験資格 国籍・年齢等による制限はありません

試験会場

- ◎東京会場……青山学院大学(青山キャンパス)
- ◎札幌会場……TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前
- ◎函館会場……函館市亀田福祉センター
- ◎仙台会場……仙台工科専門学校
- ◎郡山会場……貸会議室ギャラリー虎丸町
- ◎長野会場……長野バスターミナル会館
- ◎埼玉会場……埼玉大学(理学部講義棟)
- ◎千葉会場……敬愛大学(稲毛キャンパス)
- ◎横浜会場……城南予備校(横浜校2号館)
- ◎浜松会場……浜松学院大学
- ◎名古屋会場……名古屋工業大学
- ◎津会場……三重県総合文化センター
- ◎京都会場……京都大学(吉田キャンパス)
- ◎大阪会場……関西大学(千里山キャンパス)
- ◎神戸会場……神戸市外国語大学
- ◎岡山会場……専門学校ビーマックス
- ◎広島会場……県立広島大学(広島キャンパス)
- ◎小倉会場……西日本工業大学(小倉キャンパス)
- ◎福岡会場……九州大学(筑紫キャンパス)
- ◎鹿児島会場……株式会社フォーエバー 中央駅教室
- ◎沖縄会場……沖縄キリスト教学院大学

全国800社以上の優良企業の社員が団体で情報協の情報関連の検定を受験しています。

AIU保険会社 CCK: シティコンピュータ(株) NEC ラーニング(株) SCSK(株) TIS ソリューションリンク(株) YKK 六甲(株) アクサ生命保険(株) イオンフィナンシャルサービス(株) イオン保険サービス(株) 一般財団法人日本自動車査定協会 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 大塚製薬(株) オニシアノックス(株) キヤノンシステムアンドサポート(株) コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) ジェイアール東日本ビルテック(株) シャープ ビジネスソリューション(株) シャープ(株) スカパー JSAT(株) セコム(株) ソフトバンク BB(株) ソフトバンクモバイル(株) 東芝テックソリューションサービス(株) (株)ドコモCS パナソニックラーニングシステムズ(株) パナソニック(株) 本田技研工業(株) ミドリ安全(株) メダリストクラブ 森ビル(株) 旭化成アマダス(株) (株) JALUX (株)エヌ・ティ・ティ・エムイー (株)エヌ・ティ・ティ・データ SMS (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京ガスリビングライン(株) (株)シー・アイ・シー (株)シー・ツー・エム (株)テイパーズ (株)データリーフ (株)トツパングラフィックコミュニケーションズ (株)バッファロー・IT・ソリューションズ (株)ファミリー ネット・ジャパン (株)フォーエバー (株)フォーバル (株)ベンチャーアソシエイツ (株)マイテック (株)マーストーケンソリューション (株)リロ・ホールディング他グループ各社 (株) ローソン (株)角川アスキー総合研究所 (株)中電シーティーアイ (株)日立製作所 (株)日立ソリューションズ (株)富士通エフサス (株)明光商会 (株)高島屋 京王観光(株) 中部電力(株) 東日本電信電話(株) 凸版印刷(株) 日本化薬(株) 日本生命保険相互会社 郵船トラベル(株) 理想科学工業(株)

試験についてのお問合せは
03-5276-0030

一般財団法人
全日本情報学習振興協会
http://www.joho-gakushu.or.jp

東京都千代田区三崎町 3-7-12 清話ビル5F
TEL: 03-5276-0030 FAX: 03-5276-0551
E-Mail: joho@joho-gakushu.or.jp

個人情報取扱責任者（CPO）への第一歩！

個人情報保護法において、これまで設置することが望ましいとされていた個人情報取扱責任者（CPO）の存在感が、いま、注目をされています。個人情報の安全で正しい取り扱いは、システムを構築するだけでは達成できません。社員一人一人の意識を高めること、そして正しい知識を持った取扱責任者がいることが漏洩事故を防ぐために重要となっており、全社的に個人情報の正しい取扱の知識を習得することが企業の急務となっております。



参考書籍

<p>改訂4版 個人情報保護士 認定試験 公式テキスト ¥2,700 (税込)</p>	<p>改訂3版 個人情報保護士 認定試験《完全対策》 ¥2,376 (税込)</p>	<p>改訂2版 個人情報保護士 認定試験 公式精選 過去問題集 ¥2,808 (税込)</p>	<p>個人情報保護士 認定試験 精選問題集 Vol.5 ¥1,944 (税込)</p>	<p>個人情報保護法 検定 公式テキスト ¥2,376 (税込)</p>	<p>個人情報保護法 検定 精選問題集 Vol.1 ¥1,543 (税込)</p>
---	--	---	---	--	---

個人情報保護士認定試験 《概要》	
出題分野	合格点
I. 個人情報保護の総論	課題Ⅰ、課題Ⅱ 各課題 80%以上
個人情報保護法の歴史	制限時間
個人情報に関連する事件・事故	
各種認定制度	120分
個人情報の定義と分類	
個人情報取扱事業者	受験料
条文に対する知識と理解	
II. 個人情報保護の対策	10,800円 (税込)
脅威と脆弱性に対する理解	スマートフォンの 方はコチラ
組織体制の整備	
人的管理の実務知識	
技術的管理の実務知識	
物理的管理の実務知識	

個人情報保護法検定 《概要》	
出題分野	合格点
個人情報保護法成立の経緯と取り組み	合計80%以上
個人情報に関連する規格と制度	制限時間
個人情報保護法施行後の動向と状況	
個人情報保護法の目的	90分
個人情報の定義と分類	受験料
個人情報取扱事業者	
条文に対する知識と理解	8,640円 (税込)
関連法規	スマートフォンの 方はコチラ
各省庁ガイドライン	
企業に求められる対応	

サンプル問題

第35回 個人情報保護士認定試験より抜粋

問題. 以下のアからエまでのうち、個人情報取扱事業者の従業者の監督に関する【問題文A】及び【問題文B】の正誤の組合せとして正しいものを1つ選びなさい。

【問題文A】個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならないが、ここでいう「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

【問題文B】従業者が内部規程に違反して個人データが入ったノート型パソコンを繰り返し持ち出していたにもかかわらず、個人情報取扱事業者が、これを放置した結果、当該パソコンが紛失し、個人データが漏えいした場合、従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていたとはいえない。

ア. A=○ B=○ イ. A=○ B=×

ウ. A=× B=○ エ. A=× B=×

解答【ア】
正答率94.0%

問題. 以下の個人情報保護対策の周知に関する文章を読み、誤っているものを1つ選びなさい。

ア. 多くの企業では、従業者の個人情報保護に対する意識改革が先行し、オフィスや情報システムにおける個人情報保護対策が遅れているため、組織的な内部規程やルールづくりを優先する。

イ. 個人情報保護についての従業者の役割と責任については、社内通達や社内報、社内ポスターなどですべての従業者に周知し、個人情報の取扱いに対する従業者の責任の自覚を促す。

ウ. 個人情報保護についての規程やルールの従業者への周知は、入社時または契約時だけでなく、折に触れて、従業者に発信する。

エ. 個人情報の取扱い手順は、具体的な業務の流れに組み込まれていなければ従業者の仕事として理解されにくいので、個人情報保護の規程などを業務マニュアルに組み込む。

解答【ア】 正答率83.1%

受験体験談

自分の初めての資格になりました

情報機器関連 営業

もともと試験というものは先天的に嫌いだったので、保護士が昇格条件と告げられた時には、営業は点数を取ることが仕事じゃない、お客を取ることが仕事だとブツブツ言っていました。担当者から名刺に記載すると営業活動でプラスになると言われて、それもそうだと勉強しました。試験対策で過去問題はばかりやっていたので、基本が分らず不合格でした。反省して、公式テキストを慌てずに良く読むようにしたら、意外と簡単だと思いました。2回目で合格し、今は名刺を出すときちょっといい気分です。

サンプル問題

第24回 個人情報保護法検定より抜粋

問題. 「個人情報」に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

ア. 特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報は、「個人情報」に該当し得る。

イ. 企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）は、「個人情報」に該当し得る。

ウ. 雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）は、「個人情報」に該当し得る。

エ. 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報は、「個人情報」に該当し得る。

解答【イ】 正答率91.0%

問題. 個人データの第三者への提供に関する以下のアからエまでの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

ア. 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならず、同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すこととされている。

イ. 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないが、同一事業者内で他部門へ個人データを提供することは、この第三者提供に当たらない。

ウ. 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないが、フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換することは、この第三者提供に当たらない。

エ. 個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する場合、それが公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。

解答【ウ】 正答率84.3%

受験体験談

問題をゆっくり読めば解ります

通信関連 販売

初め個人情報保護士を受けようと思ったのですが、第Ⅱ課題のセキュリティのところは苦手だったので、基本的に法律だけの保護法を狙いました。合格率が50%程度と聞いていたので甘く見ていて、1度落ちてしまいました。今、考えると馬鹿馬鹿しいミスを連発していました。保護法検定は先入観にとらわれず、公式テキストを読んで個人情報の利用方法をしっかり覚えれば簡単だったのです。理屈がわかれば、個人情報に関する話題やクレームには恐れなくなりました。そして、今年は個人情報保護士に合格しました。

情報セキュリティ担当者コメント

対岸の火事ではない

情報システム会社 管理部課長

今回、協会からコメントを求められましたので、先般のB大手教育会社の情報漏洩について考えてみたいと思います。B社の情報漏洩は大きな社会問題となりました。そこで経済産業省は早速にもガイドラインを変更すると言っています。それが、どの程度の変更になるのか見守っているところですが、当面は役員の管理責任者の設置と、担当者の監督責任の強化といったところなのでしょうか。

我々は安全の管理について、しっかりやっている自負があります。また、安易にデータをダウンロードできたり、スマートフォンを持ちこんだりといった、意識の緩みはないと思います。ただ、当社もやはり保護法全面施行より10年経って、当時の緊張感は薄れていると思います。この点については、当社も改めて「襟を正す」方が良いのではないかと思います。あの事件を対岸の火事ととらえず、もう一度、意識の強化と、現場の緩み、タルミを排除すべく監督責任の強化をすべきだと思っております。